

2015年度（平成27年度）第21期 初段～3段検定

実施要綱

2015年6月

公益社団法人日本武術太極拳連盟 太極拳技能検定委員会

平成27年度の初段～3段技能検定を、下記に基づいて実施します。

1. 検定実施会場

1) 初段検定

| 実施日 | | 実施地 | (ブロック) | 実施会場 |
|-----|-------------|-----------|-----------|-----------------------|
| 1) | 10月25日 (日) | 仙台市 | (東北・北海道1) | 仙台市民会館 |
| 2) | 11月1日 (日) | 札幌市(2段併設) | (東北・北海道2) | 札幌市中島体育センター |
| 3) | | 和歌山市 | (近畿1) | 和歌山市中央コミュニティセンター |
| 4) | 11月8日 (日) | 那覇市 | (九州・沖縄1) | 那覇市民体育館 |
| 5) | | 青森市 | (東北・北海道3) | 青森市スポーツ会館 |
| 6) | | 山形市 | (東北・北海道4) | 山形市総合スポーツセンター(剣道場) |
| 7) | | 藤枝市 | (東海・北陸1) | 静岡県武道館 |
| 8) | | 各務原市 | (東海・北陸2) | 各務原市総合体育館 |
| 9) | | 西宮市 | (近畿2) | 兵庫県立総合体育館 |
| 10) | | 鳥取県北栄町 | (中国・四国1) | 北栄町北条ふれあい会館 |
| 11) | 熊本市 | (九州・沖縄2) | 熊本県立総合体育館 | |
| 12) | 11月12日 (木) | 大阪市① | (近畿3) | 大阪中央体育館 |
| 13) | 11月14日 (土) | 大阪市② | (近畿4) | 大阪中央体育館 |
| 14) | 11月15日 (日) | 秋田市 | (東北・北海道5) | 秋田県立武道館 |
| 15) | | 福島市 | (東北・北海道6) | 福島県あづま総合運動公園体育館 |
| 16) | | 長野市 | (北関東1) | 長野市生涯学習センター |
| 17) | | 金沢市 | (東海・北陸3) | 金沢市総合体育館 |
| 18) | | 越前市 | (東海・北陸4) | 越前市今立ふれあいプラザ |
| 19) | | 山口県下松市 | (中国・四国2) | 下松市市民体育館 |
| 20) | | 佐賀市 | (九州・沖縄3) | 佐賀県総合体育館・小競技場 |
| 21) | | 鹿児島市 | (九州・沖縄4) | 鹿児島県青少年会館 |
| 22) | 11月22日 (日) | 新潟市 | (北関東2) | 新潟市北地区スポーツセンター |
| 23) | | 綾瀬市(2段併設) | (南関東1) | 綾瀬市民スポーツセンター |
| 24) | | 高松市 | (中国・四国3) | 高松市総合体育館 |
| 25) | | 徳島県松茂町 | (中国・四国4) | 松茂町第2体育館 |
| 26) | | 松山市 | (中国・四国5) | 愛媛県男女共同参画センター |
| 27) | | 長崎市 | (九州・沖縄5) | 長崎市民会館 |
| 28) | | 宮崎市 | (九州・沖縄6) | 佐土原武道館 |
| 29) | 11月23日 (月祝) | 京都市 | (近畿5) | 京都テルサ東館3階スポーツセンター大会議室 |
| 30) | 11月29日 (日) | 栃木県鹿沼市 | (北関東3) | フォレストアリーナ |
| 31) | | 高崎市(2段併設) | (北関東4) | 高崎市中央体育館 |
| 32) | | 水戸市 | (南関東2) | トップウェルネス水戸 |
| 33) | | 甲府市 | (南関東3) | 山梨県立青少年センター・リバース和戸館 |
| 34) | | 富山市 | (東海・北陸5) | 岩瀬カナル会館 |
| 35) | | 名古屋市 | (東海・北陸6) | 愛知県武道館 |
| 36) | | 津市 | (東海・北陸7) | 三重県総合文化センター |
| 37) | | 野洲市 | (近畿6) | 野洲市総合体育館 |
| 38) | | 奈良市 | (近畿7) | 奈良市西部生涯スポーツセンター |
| 39) | | 高知市 | (中国・四国6) | 六町会館 |

| | | | | | |
|-----|--------|-----|------------|-----------|--------------------------|
| 40) | 11月29日 | (日) | 別府市 | (九州・沖縄7) | 別府市民体育館 |
| 41) | | | 蕨市 | (南関東4) | 蕨市民体育館 |
| 42) | 12月6日 | (日) | 東京都 | (南関東5) | 中央区立総合スポーツセンター |
| 43) | | | 福岡市 | (九州・沖縄8) | ももち体育館 |
| 44) | 12月13日 | (日) | 岡山市(2段併設) | (中国・四国7) | 岡山市総合文化体育館・武道場 |
| 45) | | | 広島市 | (中国・四国8) | 広島県立総合体育館・武道場 |
| 46) | 12月20日 | (日) | 千葉市 | (南関東6) | 千葉県総合スポーツセンター・スポーツ科学センター |
| 47) | | | 大阪市③(2段併設) | (近畿8) | 大阪市中央体育館 |
| 48) | 12月27日 | (日) | 盛岡市(2段併設) | (東北・北海道7) | アイーナ いわて県民情報交流センター |

2) 2段検定

| 実施日 | | 実施地 | (ブロック) | 実施会場 |
|-----|--------|-----|------------|---------------------------------|
| 1) | 11月1日 | (日) | 札幌市(初段併設) | (東北・北海道1) 札幌市中島体育センター |
| 2) | | | 仙台市 | (東北・北海道2) 仙台市民会館 |
| 3) | 11月15日 | (日) | さいたま市 | (南関東1) 浦和コルソ |
| 4) | 11月22日 | (日) | 綾瀬市(初段併設) | (南関東2) 綾瀬市民スポーツセンター |
| 5) | | | 福井県鯖江市 | (東海・北陸1) 惜陰小学校 |
| 6) | | | 名古屋市 | (東海・北陸2) 愛知県武道館 |
| 7) | | | 神戸市 | (近畿1) 兵庫県立文化体育館 |
| 8) | | | 福岡市 | (九州・沖縄1) 博多体育館 |
| 9) | 11月29日 | (日) | 高崎市①(初段併設) | (北関東1) 高崎市中央体育館 |
| 10) | 12月1日 | (火) | 高崎市② | (北関東2) 高崎市中央体育館 |
| 11) | 12月6日 | (日) | 東京都① | (南関東3) 本部研修センター |
| 12) | | | 鹿児島市 | (九州・沖縄2) 鹿児島アリーナ |
| 13) | 12月13日 | (日) | 東京都② | (南関東4) 本部研修センター |
| 14) | | | 岡山市(初段併設) | (中国・四国1) 岡山市総合文化体育館・第2競技場 |
| 15) | 12月16日 | (水) | 大阪市① | (近畿2) 大阪市中央体育館 |
| 16) | 12月18日 | (金) | 大阪市② | (近畿3) 大阪市中央体育館 |
| 17) | 12月20日 | (日) | 京都市 | (近畿4) 京都テルサ東館3階スポーツセンター大会議室 |
| 18) | | | 大阪市③(初段併設) | (近畿5) 大阪市中央体育館 |
| 19) | | | 廿日市市 | (中国・四国2) 広島県廿日市市スポーツセンター |
| 20) | 12月27日 | (日) | 盛岡市(初段併設) | (東北・北海道3) アイーナ いわて県民情報交流センター |
| 21) | | | 千葉市 | (南関東5) 千葉県総合スポーツセンター・スポーツ科学センター |

3) 3段検定

| 実施日 | | 実施地 | (ブロック) | 実施会場 |
|-----|--------|-------|--------|-------------------------|
| 1) | 11月1日 | (日) | 東京都① | (南関東1) 本部研修センター |
| 2) | 11月6日 | (金) | 福岡市① | (九州・沖縄1) 中央体育館 |
| 3) | 11月8日 | (日) | 仙台市 | (東北・北海道) 仙台市民会館 |
| 4) | | | 福岡市② | (九州・沖縄2) 中央体育館 |
| 5) | 11月15日 | (日) | 大阪市① | (近畿1) 大阪武術太極拳トレーニングセンター |
| 6) | 11月21日 | (土) | 大阪市② | (近畿2) 大阪武術太極拳トレーニングセンター |
| 7) | 11月22日 | (日) | 東京都② | (南関東2) 本部研修センター |
| 8) | 11月23日 | (月・祝) | 大阪市③ | (近畿3) 大阪武術太極拳トレーニングセンター |
| 9) | 11月29日 | (日) | 東京都③ | (南関東3) 本部研修センター |
| 10) | 12月6日 | (日) | 岡山市 | (中国・四国) 岡山市総合文化体育館 |
| 11) | 12月13日 | (日) | 名古屋市 | (東海・北陸) 愛知県武道館 |
| 12) | 12月20日 | (日) | 埼玉県蓮田市 | (南関東4) 蓮田市総合市民体育館 |

2. 事前講習会の実施案内

検定実施の前日に、各会場で「事前講習会」を実施します。

事前講習会は、初段～3段検定を受験する人が、当該検定の前日に実施する講習会に限って参加することができます。段検定を今期受験しない人は、講習を受講することができません。非受験者の見学も、講習の妨げになるのでお断りします。また、受験者であっても、当該受験会場の前日の講習会以外の会場で受講することもできません。検定前日の講習会の成果を挙げるために、上記の原則に基づかない参加申込は受理されません。

検定受験者がこの講習会を受講するかどうかは任意であり、講習会の受講の有無が検定試験の判定に影響を及ぼすものではなく、検定試験は、あくまで試験当日の受験者の受験内容を「検定基準」に基づいて客観的に判断し、合否判定が行われます。しかしながら、講習会を受講することによって、必ず技術面で向上の成果が得られますので、条件があう人は積極的に受講することをお勧めします。

1) 事前講習会実施会場:

「事前講習会」は、各会場とも翌日の検定試験会場と同じ会場で実施します。ただし、下記の会場は、翌日の試験会場と異なりますので、ご注意下さい。

初段検定事前講習会

| 実施日 | 実施地 | (ブロック) | 実施会場 |
|----------------|------|----------|--------------------|
| 21) 11月14日 (土) | 鹿児島市 | (九州・沖縄4) | 鹿児島市勤労者交流センター・キャンセ |
| 29) 11月22日 (日) | 京都市 | (近畿5) | 京都テルサ西館4階スポーツホール |

2段検定事前講習会

| 実施日 | 実施地 | (ブロック) | 実施会場 |
|----------------|-----|--------|------------------|
| 17) 12月19日 (土) | 京都市 | (近畿4) | 京都テルサ西館4階スポーツホール |

3段検定事前講習会

| 実施日 | 実施地 | (ブロック) | 実施会場 |
|--------------|-----|----------|--------------------|
| 4) 11月7日 (土) | 仙台市 | (東北・北海道) | 情報・産業プラザネット・多目的ホール |

2) 講習会タイムスケジュールと講習内容(各会場共通):

- 9:00～10:00 受付・開講式
- 10:00～12:00 実技講習
- 12:00～13:00 昼食・休憩
- 13:00～17:00 実技講習
- 17:00～17:30 休憩
- 17:30～18:30 実技講習(2段・3段のみ、初段講習は無し)

初段向け講習＝講習は午前、および午後の2单元とします。24式太極拳(全套路)の講習をグループ分けして行います。夜の講習はありません。

2段向け講習＝午前および午後、24式太極拳(全套路)の講習をグループ分けして行います。夜(18:30まで)は24式太極拳のリハーサルを行います。

3段向け講習＝午前および午後、24式太極拳(前半套路)の講習をグループ分けして行います。夜(18:30まで)は24式太極拳のリハーサルを行います。

初段、2段、3段とも、受講者は、都合で午後から参加しても構いませんが、講習スケジュールは上記の通り行い、受講料は、2单元(午前、午後)でも、1单元(午前または、午後のみ)でも、規定の金額を納付していただきます。

3) 事前講習会受講料:

- 初段向け講習＝1人7千円(施設利用費込み、昼食代等の参加費は含まない)
- 2段向け講習＝1人8千円(施設利用費込み、昼食代等の参加費は含まない)
- 3段向け講習＝1人1万円(施設利用費込み、昼食代等の参加費は含まない)

4) 参加申込み方法:

「申請・登録用紙」(様式 初段-1、2段-1、3段-1)の第1欄「事前講習会申込み欄」の、講習会の「参加」・「不参加」のどちらかに○印を付して下さい。

5) 宿泊・食事の手配について:

各検定会場で、参加者にとって宿泊が必要な場合でも、宿舎の手配は原則として受講・受験者自身で行っていただきます。また、食事(事前講習を受講する日の昼食、夕食、検定試験日の昼食等)も、会場内の食堂、会場付近の食堂を利用するか、弁当を持参する等、各自で手配していただくことが原則です。

3. 申請手続:

1) 都道府県連盟加盟団体から都道府県連盟・技能検定委に提出=8月15日(土)期限

都道府県連盟加盟団体は、下記の申請書類を、都道府県連盟・技能検定委員会宛に、8月15日(土)までに必着するように提出して下さい。

都道府県連盟加盟団体は、必ず都道府県連盟・技能検定委に提出しなければならず、日本連盟・太極拳技能検定委に直接提出することはできません。

都道府県連盟・技能検定委は、申請書類を8月31日(月)までに日本連盟・太極拳技能検定委に提出しなければなりません。従って、加盟団体が申請書類や受講料を、8月15日を過ぎてから都道府県検定委に提出されても、受理されないことが起こりますので、十分注意して下さい。

(1) 申請に必要な書類:

① 「申請・登録用紙」(様式初段-1、様式2段-1、様式3段-1)

『実施細則第8条の2』に基づいて、申請者本人記入欄と団体記入欄に所定の事項をすべて記入し、捺印する。

※記入欄に記載漏れがある申請書は、原則として受理されません。すべての記入欄に記入漏れがないように受験者本人と加盟団体が十分注意して下さい。

— 特に、事前講習会の参加申込みは、この「申請・登録用紙」に記入して申込んでいただきます。ご注意ください。

— 取得済み級位(1級)、段位(初段または2段)の証書番号、取得年度(期)が記入されていない申請書は不受理となります。都道府県連盟において証書番号が調べられない場合は、日本連盟事務局にお問い合わせ下さい。

— 都道府県連盟加盟団体は、この用紙のコピーを保管し、原本を都道府県連盟・技能検定委に提出して下さい。

② 「事前講習会参加申込書」

1) 受験者から提出された「申請・登録用紙」(様式 初段-1、2段-1、3段-1)の第1欄「事前講習会申込み欄」に、講習会の参加・不参加のどちらかが記入されているかを、確認して下さい。

2) 上記の受講希望者の氏名等を一括して、所定の「事前講習会参加申込書」(団体委 → 地検委 → 中検委)に記入して下さい。事前講習会の受講希望者が一名でもいればこの用紙を提出して下さい。受講者が全くいない場合は、提出不要。

※初段受験に関する特記事項

「今年度(2015年度)前期に1級を取得した人が今期初段を受験する場合」については、1級の「申請・登録報告用紙」(様式 1級-1)で、第1欄、第2欄の所定事項が記入されて、所定の捺印が押されているもののコピーを、上記の「申請・登録用紙」(様式 初段-1)にクリップ等で添付して、提出して下さい(今年度前期1級の登録報告は、8月31日の時点では、まだ日本連盟・太極拳技能検定委に登録されておらず、受験資格があるかどうか確認できないため)。

各団体は当該都道府県連盟・技能検定委が、この書類添付を行うよう請求して下さい。

このコピーの添付が無い申請は1級未取得者となり、申請が受理されませんので特に注意して下さい。

(2) 加盟団体が都道府県連盟・技能検定委に納付する受験料・受講料:

受験料;規定により、

初段受験料=1人6千円、2段受験料=1人8千円、3段受験料=1人1万円

の、受験者人数分の合計金額を、8月15日(土)までに、都道府県連盟・技能検定委に納付する。

事前講習会受講料;事前講習会の受講希望者について、

初段受講料=1人7千円、2段受講料=1人8千円、3段受講料=1人1万円

の、受講者人数分の合計金額を、8月15日(土)までに、都道府県連盟・技能検定委に納付する。

受講者が、午後からの参加であっても、夜だけの参加であっても上記の受講料の金額は変更しない。

註; 初段のみが、受験料の金額(6千円)と講習会受講料の金額(7千円)が異なること、

2段と3段は、受験料の金額と講習会受講料の金額が同額(2段は各8千円、3段は各1万円)であることに注意して、納付合計金額を間違えないようにして下さい。

2) 都道府県連盟・技能検定委から日本連盟・検定委に提出=8月31日(月)期限;

都道府県連盟・技能検定委は、下記の本申請書類を、日本連盟・太極拳技能検定委宛に8月31日(月)までに必着するように提出して下さい。

受験票・受験案内を受験者に事前に送付する作業日程上、上記期限を過ぎての申請は受理されませんので、特にご注意下さい。

なお、やむをえない理由により受講・受験会場を変更する場合は、9月30日までに、都道府県連盟・技能検定委員会を通じて申し出て下さい。上記期限を過ぎてからは不可能となりますので、ご注意下さい。

(1) 申請に必要な書類:

① 「申請・登録用紙」(様式 初段-1、様式 2段-1、様式 3段-1);

加盟団体から提出された「申請・登録用紙」の原本を日本連盟・太極拳技能検定委に提出し、コピーを都道府県連盟・技能検定委が保管する(日本連盟・太極拳技能検定委に提出された後は、その後日本連盟・太極拳技能検定委から都道府県連盟・技能検定委にはコピー送付されない)ので必ずコピーを保管すること。

② 「太極拳 初段～3段 申請一括送付状」(様式 初段～3段-1):

加盟団体から提出された「申請・登録用紙」を集計し、各段別の申請用紙の枚数と受験料合計金額を記入し、捺印した「太極拳 初段～3段 申請一括送付状」(様式 初段～3段-1)の、原本を日本連盟・太極拳技能検定委に提出し、コピーを都道府県連盟・技能検定委が保管する。

③ 「事前講習会参加申込書」(団体委→地検委→中検委):

加盟団体から提出された「事前講習会参加申込書」の原本を日本連盟・太極拳技能検定委に提出し、コピーを都道府県連盟・技能検定委が保管する。

④ 「太極拳初段～3段 事前講習会参加申込書一括送付状」(様式 初段～3段-2);

加盟団体から提出された「事前講習会参加申込書」(団体委→地検委→中検委)にもとづき、団体別の申込書枚数と受講者人数、受講料合計金額を集計して「事前講習会参加申込書一括送付状」(様式初段～3段-2)を作成する。原本を日本連盟・太極拳技能検定委に提出し、コピーを都道府県連盟・技能検定委が保管する。

※初段受験に関する特記事項:

「今年度(2015年度)前期に1級を取得した人が今期初段を受験する場合」については、1級の「申請・登録報告用紙」(様式 1級-1)で、第1欄、第2欄の所定事項が記入されて、所定の捺印が押されているもののコピーを、上記の「申請・登録用紙」(様式 初段-1)にクリップ等で添付して、提出して下さい(今年度前期1級の登録報告は、8月31日の時点では、まだ日本連盟・太極拳技能検定委に登録されておらず、受験資格があるかどうか確認できないため)。

このコピーの添付が無い申請は受理されませんので、特に、注意して下さい。

(2) 都道府県連盟・技能検定委が日本連盟・太極拳技能検定委に納付する受験料・受講料:

受験料=上記の「太極拳初段～3段 申請一括送付状」(様式 初段～3段-1)に記入された受験料の合計金額を、下記の指定口座に8月31日までに振り込む。

受講料＝上記の「事前講習参加申込書一括送付状」(様式 初段～3段－2)に記入された受講料の合計金額を、下記の指定口座に8月31日までに振り込む。

指定銀行口座:みずほ銀行四谷支店 普通口座 (店番号036)1757800
口座名義:公益社団法人日本武術太極拳連盟検定部

4. 受験票、受験案内等：

10月中旬頃に、都道府県連盟・技能検定委宛に、「受験票、受験案内等」が送付されます。都道府県連盟・技能検定委員会は、これらの受験書類を加盟団体宛に送付して下さい。

※「受験票」への写真添付について：

受験票への写真添付は、受験者が上記のように受験票を入手してから、本人が受験票の指定箇所に貼付していただきます(団体、都道府県連盟・技能検定委、日本連盟・太極拳技能検定委の事務作業を軽減するため)。

したがって、申請時には写真添付は不要です。検定試験(事前講習会)までに、写真1葉(ヨコ2.5cm×タテ3cm、白黒またはカラー)を用意しておいて下さい。なお、受験者が試験当日、会場で「受験票」を提示する際に、写真が添付されていないものは無効で受理されず、試験を受けることができませんので、特に注意して下さい。

5. 検定科目と試験の実施方法：

1) 初段 検定試験：

初段検定受験者は、次の2科目の試験を受ける。

①「24式太極拳」(全套路)：受験者6名を1組として、同時に演武する。

② 筆記試験：

実施会場ごとに、下記の出題例1、2または3のいずれか1問を指定して、出題する。

(受験者が自分で選択することはできない)

出題例1；24式太極拳の動作のなかで、「推掌」の手法が含まれている動作の動作名称を5つ、漢字で正確に記せ。また、定式の歩型が「弓歩」である動作の動作名称を5つ、漢字で正確に記せ。

出題例2；「三型五法」の三型と五法を、漢字で正確に記せ。

出題例3；手型の「掌」に要求されることを3項目、「拳」に要求されることを3項目記せ。

2) 2段 検定試験：

2段検定受験者は、次の科目の試験を受ける。

①「24式太極拳」(全套路)：受験者6名を1組として、同時に演武する。

※1 「32式太極剣」は2006年度より日本連盟・太極拳技能検定委員会の検定試験は実施していない。(都道府県連盟・技能検定委員会が実施する「2段検定都道府県第1次試験(32式太極剣)」に合格しなければ2段受験申請ができないこととなったため)。

※2 2段受験者の筆記試験は、2段受験者の増加により各会場で実技試験の時間配置が限界に近づいているため、2006年度より廃止された。

2段試験実施日当日は、開始式後、直ちに実技試験を開始する。

3) 3段 検定試験：

3段検定受験者は、次の科目の試験を受ける。

①「24式太極拳」(前半套路；起勢～高探馬)：受験者6名を1組として、同時に演武する。

※1 「推手規定套路前半部」は、2005年度より日本連盟・太極拳技能検定委員会の検定試験では実施していない。(都道府県連盟・技能検定委員会が実施する「3段検定都道府県第1次試験(太極拳推手基礎套路)」に合格しなければ3段受験申請ができないこととなったため)。

※2 3段受験者の筆記試験は、3段受験者の増加により各会場で実技試験の時間配置が限界に近づいているため、2004年度より廃止された。

3段試験実施日当日は、開始式後、直ちに実技試験を開始する。

6. 検定試験の合否結果の通知：

- 10月、11月に実施される初・2段検定と3段検定の合否結果は、一括して12月上旬に都道府県・技能検定委員会宛てに通知します。
- 12月20日までに実施される初・2段検定と3段検定の合否結果は、一括して12月下旬に都道府県・技能検定委員会宛てに通知します。
- 12月27日に実施される初・2段検定と3段検定の合否結果は、一括して1月上旬に都道府県・技能検定委員会宛てに通知します。
- 上記とは別に、日本連盟機関誌『武術太極拳』の12月号、1月号で、各段位の合格者を発表します。

7. 初段検定の「審査員」：

初段検定試験は5人の審査員で実施します。受験者が多数の会場では2審査グループ10人で実施します。

1)「地方委嘱審査員」のみで実施；

- 1審査グループ5人は、すべて地方委嘱審査員で構成する。ただし、一会場あたりの受験者または事前講習会の受講者が29人以下である場合は、事前講習会講師および審査員は3人で行う。
- 地方委嘱審査員は、初段検定を実施する会場所在地のブロックによる会議で協議して、各ブロックが日本連盟に推薦し、日本連盟が決定して委嘱する。
- 各ブロックは、下記に基づいて地方委嘱審査員を推薦する際に、1名の「主任審査員」を指名する。

2)「地方委嘱審査員」の職責；

地方委嘱審査委員は、審査員として検定試験を遂行し、判定業務を担当するとともに、事前講習会に「地方委嘱講師」として参加し、講習業務を担当する。

3)「主任審査員」の職責；

「主任審査員」は、地方委嘱審査員の業務を統括し、事前講習会と検定試験を実施し、厳格・公正な審査業務を実施することに責任を負う。審査業務および判定作業に不正常的な事態が生じた場合、すみやかに日本連盟・太極拳技能検定委員会に報告し、解決を求める義務を負う。

4)「地方委嘱審査員」の旅費・滞在費・謝金；

日本連盟の旅費規定に基づき、実施会場まで往復交通費を地方委嘱審査員に支給する。実施期間中の食費は日本連盟が負担する。実施都道府県外に在住する地方委嘱審査員には、土曜日1泊分の宿泊費を日本連盟が負担する。また、規定の謝金を支払う。

5)「地方委嘱審査員」の推薦手続；

日本連盟・太極拳技能検定委員会は、9月10日頃に該当ブロックの連絡代表者宛てに書面で「地方委嘱審査員」の推薦依頼を行う。該当ブロックの連絡代表者は、あらかじめブロック会議等で協議し、定めておいた推薦審査員の氏名を、所定の「推薦用紙」に記入して、9月25日(金)までに日本連盟・太極拳技能検定委員会に提出する。

日本連盟・太極拳技能検定委員会は、各ブロックの推薦に基づき、10月10日頃に、「地方委嘱審査員」にたいする委嘱状を発送する。

6)初段検定の申請・登録手続；

従来通りの方法で、都道府県連盟・技能検定委員会から日本連盟・太極拳技能検定委員会に対して行う。手続上の変更は一切行わない。

以上

8. 各会場案内：

| | 会場名 | 電話番号 | 住所 | 交通 |
|--------|--------------------|---------------|---------------------|--|
| 東北・北海道 | 札幌市中島体育センター | 011-530-5906 | 札幌市中央区中島公園1-5 | 地下鉄南北線「幌平橋」駅1番出口より徒歩5分 |
| | 青森市スポーツ会館 | 017-765-6200 | 青森市合浦1-13-1 | JR「青森」駅より市営バス「東部営業所」行き20分「合浦町」下車 |
| | アイーナいわて県民情報交流センター | 019-606-1717 | 盛岡市盛岡駅西通1-7-1 | JR「盛岡」駅西口より徒歩4分 |
| | 仙台市民会館 | 022-262-4721 | 仙台市青葉区桜ヶ岡公園4-1(西公園) | 市営地下鉄「勾当台公園」駅下車、「公園2出口」より徒歩10分。または「仙台駅前」から市営バス「大学病院」行乗車「仙台市民会館前」下車(所要15分) |
| | 情報・産業プラザネット | 022-724-1200 | 仙台市青葉区中央1丁目3番1号 | JR「仙台」駅より徒歩3分 |
| | 秋田県立武道館 | 018-862-6651 | 秋田市新屋字砂奴奇2-2 | JR「秋田」駅より西口バス③のりば県立プール線「県立武道館前」下車(所要25分) |
| | 山形市総合スポーツセンター | 023-625-2288 | 山形市落合町1番地 | JR「山形」駅・奥羽本線「羽前千歳」駅下車、徒歩10分 |
| | 県あづま総合運動公園体育館 | 024-593-1111 | 福島市佐原字神事場1 | JR「福島」駅東口バス停より「佐原」「四季の里」行き乗車30分 |
| | 鹿沼総合体育館(フォレストアリーナ) | 0289-72-1300 | 栃木県鹿沼市下石川694-1 | JR「宇都宮」駅よりバス「免許センター前」下車 |
| | 高崎市中央体育館 | 027-322-0267 | 高崎市栄町11-1 | JR「高崎」駅東口から徒歩約5分 |
| 北関東 | 新潟市北地区スポーツセンター | 025-258-0200 | 新潟市北区名目所3-1125-1 | JR「新潟」駅よりバス「松浜」行き「松浜」下車、徒歩2分 |
| | 長野市生涯学習センター | 026-233-8080 | 長野市大字鶴賀間御所町1271-3 | JR「長野」駅より徒歩10分 |
| | トッポウエルネス水戸 | 029-233-7258 | 水戸市桜川1-8-16 | JR「水戸」駅南口より徒歩7分 |
| | 蕨市民体育館 | 048-432-2611 | 埼玉県蕨市北町1-27-15 | JR「蕨」駅より徒歩15分。または「蕨」駅西口から蕨市コミュニティバス「国際興業バス」西ルート廻り利用「市民体育館」下車 |
| | 浦和コロン | 048-824-5555 | さいたま市浦和区高砂1-12-1 | JR「浦和」駅西口前 |
| | 蓮田市総合市民体育館 | 048-768-1717 | 蓮田市大字関戸2343 | 蓮田駅東口から菖蒲仲橋行、下大崎行バスで中間戸または足利バス停下車徒歩約10分。またはパルシー行きバスでパルシーバス停下車 |
| | 千葉県総合スポーツセンター | 043-290-8501 | 千葉県稲毛区天台町323 | JR「稲毛」駅から京成バス「草野車庫」行「スポーツセンター」駅下車徒歩10分。または千葉都市モラル「スポーツセンター」駅下車徒歩10分 |
| | 本部研修センター | | 東京都江戸川区松江1-9-4 | JR「新小岩」駅から都営バス「葛西駅」行き、または「西葛西駅」行き乗車、「京葉交差点」下車徒歩3分。都営新宿線「船堀」駅から都営バス「新小岩駅」行き、または「錦糸町駅」行き乗車、「京葉交差点」下車徒歩3分 |
| | 中央区立総合スポーツセンター | 03-3666-1501 | 東京都中央区日本橋浜町2-59-1 | 地下鉄「人形町」駅下車。都営新宿線「浜町」駅下車徒歩2分 |
| | 綾瀬市民スポーツセンター | 0467-76-9292 | 神奈川県綾瀬市深谷上3-6-1 | 小田急線・相鉄線「海老名」駅下車、バス釜田経由「綾瀬市役所」行き「市民スポーツセンター前」下車 |
| 南関東 | 山梨県立青少年センター | 055-237-5311 | 山梨県甲府市市川町517番地 | JR「甲府」駅よりバス30分「勤労青少年センター前」下車。JR「石和温泉」駅より徒歩20分 |
| | 岩瀬カナル会館 | 076-438-8446 | 富山市岩瀬天神町48 | 富山ライトレール「岩瀬浜」駅下車徒歩1分 |
| | 金沢市総合体育館 | 076-247-0088 | 金沢市泉野出町3-8-1 | JR「金沢」駅よりタクシー15分、または北鉄バス「泉が丘」「泉丘高校前」(乗車約25分)バス停下車徒歩3分 |
| | 越前市今立ふれあいプラザ | 090-3296-5867 | 福井県越前市今立町栗田部11-1-1 | JR「武生」駅より福鉄バス南越線「今立総合支所前」下車、徒歩2分 |
| | 惜陰小学校 | 0778-51-2866 | 鯖江市日の出町6-37 | JR「鯖江」駅より徒歩3分 |
| | 静岡県武道館 | 054-636-2332 | 静岡県藤枝市前島2-10-1 | JR「藤枝」駅南口より徒歩5分 |
| | 愛知県武道館 | 052-654-8541 | 名古屋港区丸池町1丁目1-4 | 地下鉄名城線「東海通」から市バス「河合小橋」行き「競馬場」駅下車徒歩5分、名鉄バスセンター3階2番から「サンビーター日光川」又は「長島温泉」行で「武道館前」駅下車 |
| | 三重県総合文化センター | 059-233-1111 | 三重県津市一身田上津部田1234 | JR・近鉄「津」駅より三重交通バス5分「総合文化センター」下車すぐ |
| | 各務原市総合体育館 | 058-371-1717 | 岐阜県各務原市那加太平町2-100 | 名鉄各務原線「新那加駅」下車徒歩3分。またはJR「那加駅」下車徒歩4分 |
| | 東海・北陸 | | | |

| 会場名 | 電話番号 | 住所 | 交通 |
|-----------------------|--------------------|-----------------------|--|
| 野洲市総合体育館 | 077-587-3477 | 滋賀県野洲市富波甲1339番地 | JR「野洲」駅北口から東へ2.2km。市内循環バス(北循環)「総合体育館東口」、近江バス本部循環行「総合体育館前」下車 |
| 京都テルサ | 075-692-3400 | 京都市南区東九条下殿田町70 | JR「京都」駅八条口から南へ徒歩10分、市バス「九条車庫」すぐ。または地下鉄「九条」駅4番出口西へ徒歩5分 |
| 大阪市中央体育館 | 06-6576-0800 | 大阪市港区田中3-1-40 | 地下鉄中央線「朝潮橋」駅2番出口より西へ徒歩5分(八幡屋公園内) |
| 大阪武術太極拳トレーニングセンター | 06-6478-3003 | 大阪市西淀川区御幣島3-14-24 | JR東線「御幣島」駅下車、3番出口より北へ徒歩10分 または市バス「西淀川区民ホール前」下車すぐ |
| 兵庫県立総合体育館 | 0798-43-1143 | 西宮市鳴尾浜1-16-8 | 阪神電鉄「甲子園」駅下車、阪神バス鳴尾浜行き7番乗場で乗車、「県立総合体育館前」下車(所要約17分) |
| 兵庫県立文化体育館 | 078-631-1701 | 兵庫県神戸市長田区蓮池町1-1 | 山陽電車「西代」駅下車徒歩2分 |
| 奈良市西部生涯スポーツセンター | 0742-52-0100 | 奈良市中町4860番地 | 近鉄学園駅前(南口)からバス②番乗場若草台行「熊取」バス停下車徒歩8分。 又は、近鉄「富雄」駅からバス①番乗場若草台行「砂茶屋」バス停下車徒歩8分 |
| 和歌山市中央コミュニティセンター | 073-402-2678 | 和歌山市三沢町1-2 | JR「和歌山」駅から和歌山バス塩屋線医大病院行「雄松町3丁目」下車3分 |
| 北栄町北条ふれあい会館 | なし | 鳥取県東伯郡北栄町土下100-3 | JR「倉吉」駅よりタクシー約10分 |
| 岡山市総合文化体育館 | 086-263-7474 | 岡山市南区浦安南町493-2 | JR「岡山」駅から岡電バス「岡南飛行場」行き乗車「浦安体育館前」下車(所要約30分) |
| 広島県立総合体育館 | 082-228-1111 | 広島市中区基町4-1 | 路面電車「紙屋町西」駅、またはバス「紙屋町」駅下車 |
| 廿日市市スポーツセンター | 0829-31-5980 | 広島県廿日市市串戸6-1-1 | JR山陽本線「宮内串戸」駅下車徒歩約10分 |
| 下松市民体育館 | 0833-41-2832 | 山口県下松市西柳1-1-1 | JR山陽本線「下松」駅下車徒歩15分、タクシー5分 |
| 高松市総合体育館 | 087-822-0211 | 高松市福岡町4-36-1 | 琴平電鉄志度線「沖松島」駅下車徒歩2分。またはここでバス屋島大橋線「市立体育館前」下車 |
| 松茂町第2体育館 | 088-699-1080 | 徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵312-5 | JR「徳島」駅から徳島バス鳴門線(中喜来・立道経由以外)に乗車「免許センター」下車、徒歩10分 |
| 愛媛県男女共同参画センター 六町会館 | 089-926-1633 なし | 松山市山越町450 高知市仲田町12 | 市内電車環状線「本町6丁目」停留所下車徒歩3分 JR高知駅前より土佐電気鉄道棧橋線棧橋通5丁目行き乗車「棧橋通3丁目」下車徒歩5分 |
| 博多体育館 | 092-481-0301 | 福岡県福岡市博多区山王1-9-5 | 地下鉄「東比恵」下車徒歩12分、または西鉄バス「山王公園前」「山王1丁目」下車徒歩5分 |
| 中央体育館 | 092-741-0301 | 福岡市中央区赤坂2丁目5番5号 | 地下鉄「赤坂」下車徒歩5分、または西鉄バス「赤坂門」下車徒歩5分・「警固町」下車徒歩3分 |
| ももち体育館 | 092-851-4550 | 福岡市早良区百道2-3-15 | 地下鉄空港線「藤崎」駅下車すぐ。西鉄バス「藤崎ターミナル」下車すぐ |
| 別府市民体育館 | 0977-26-0535 | 別府市大字別府3016-1 | JR「別府」駅西口よりバス10分「市役所前」下車 |
| 佐賀県総合体育館 | 0952-32-2131 | 佐賀市日の出1-21-15 | JR「佐賀」駅より徒歩15分。市営バス「体育館前」バス停より徒歩1分 |
| 長崎市民会館 | 095-825-1400 | 長崎市魚の町5-1 | JR「長崎」駅より路面電車5分「公会堂前」下車 |
| 熊本県立総合体育館 | 096-356-1233 | 熊本市西区上熊本1-9-28 | JR「上熊本」駅より徒歩5分 |
| 宮崎市佐土原武道館 | 0985-73-2782 | 宮崎市佐土原町下那珂13754 | JR「佐土原」駅よりタクシー5分 |
| 鹿児島アリーナ | 099-285-2244 | 鹿児島市永吉1-30-1 | 鹿児島交通バス「中草牟田」バス停3分 |
| 鹿児島市勤労者交流センター・キャンセ | 099-285-0003 | 鹿児島市中中央町10 | JR「鹿児島中央」駅から徒歩1分 |
| 鹿児島県青少年会館 | 099-257-8226 | 鹿児島市鴨池新町1-8 | 市営バス「県庁前」「県庁西」バス停下車すぐ、または鹿児島市電「郡元」下車徒歩15分 |
| 那覇市民体育館 | 098-853-6979 | 那覇市字識名1227番地 | 那覇バスターミナルより東陽バス30番・37番および沖繩バス39番・41番にて「一日橋」下車 徒歩5分 |

近畿

中国・四国

九州・沖縄



公益社団法人 日本武術太極拳連盟

JAPAN WUSHU TAIJIQUAN FEDERATION

〒102-0085 東京都千代田区六番町9 九番館ビル2階
TEL 03-3265-9494 FAX 03-3265-9550
Kyubankan Bldg. 2nd Floor, No. 9 Rokubancho, Chiyoda-ku Tokyo JAPAN
http://www.jwtf.or.jp/ E-mail: jwtf@jwtf.or.jp

文発第3512号
2015年6月26日

都道府県連盟・学生連盟太極拳技能検定委員会代表 各位

公益社団法人日本武術太極拳連盟
太極拳技能検定委員会委員長 辻本三郎 氏



2015年度(第21期)初段～3段技能検定 実施要綱・関係書類送付の件

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

6月20日に開催された第21回中央技能検定委員会全体会議で確認された内容に基づき、下記の書類を送付申し上げます。

- 1) 「実施要綱」(2部)
- 2) 「事前講習会 参加申込書」(B4判-2枚)
- 3) 「2015年度用初段申請・登録用紙」(様式初段-1)(2部)
- 4) 「2015年度用2段申請・登録用紙」(様式2段-1)(2部)
- 5) 「2015年度用3段申請・登録用紙」(様式3段-1)(2部)
- 6) 「2015年度初段検定 運営要綱」(1部)
- 7) 「同上 地方委嘱審査員推薦状」(書式-1)(1部)
- 8) 「同上 概算費用見積書」(書式-2)(1部)
- 9) 「同上 会計報告書」(書式-3)(1部)
- 10) 「『太極拳初段～3段』申請一括送付状」(様式初段～3段-1)(1部)
- 11) 「『太極拳初段～3段事前講習会』参加申込書一括送付状」(様式初段～3段-2)(1部)
- 12) 「日本連盟 公認資格者 登録事項変更届」

注：事前講習会の参加申込みに関し、都道府県連盟検定委員会は、11)「『太極拳初段～3段事前講習会』参加申込書一括送付状」(様式初段～3段-2)に、加盟団体ごとに提出された2)「事前講習会参加申込書」を添付して申し込んで下さい。都道府県連盟検定委員会は、所属加盟団体に、2)「事前講習会 参加申込書」も複写して配布して下さい。

敬具

記

1. 初段～3段 申請期限：

加盟団体・団体検定委から都道府県連盟・太極拳技能検定委への提出期限は8月15日(土)
都道府県連盟・地方検定委から日本連盟・太極拳技能検定委への提出期限は8月31日(月)

2. 初段～3段 申請書類の記載事項の確認：

都道府県連盟検定委および加盟団体・団体検定委は、同封の「実施要綱」とすでに発行されている「技能検定規則」、「同 実施細則」をご参照のうえ、申請書類の各用紙、各欄の所定の事項を正確に記入するよう、よろしく願いいたします。所定の記載事項は、いずれも検定を実施し、登録するために欠くことができない事項です。記載漏れがあれば申請書類は不受理となりますので、綿密にご点検のうえ、提出下さるよう重ねてお願いいたします。

なお初段受験者で2015年度前期に1級を取得した人は、1級の「申請・登録報告用紙」のコピーを添付していただくことになっております。このコピーを添付していない申請書は受理されません。

1) 申請者本人記入欄：

初段、2段、3段の「申請登録用紙」(様式初段-1、様式2段-1、様式3段-1)の第1欄・申請欄の太枠で囲んである欄の事項はすべて、原則として本人が記入すべきものです。本人に記入させううえで、加盟団体・団体検定委または都道府県連盟検定委は、記載事項に誤りがないか、記入漏れがないか、点検して下さい。各欄はすべて記入すべきもので記載漏れがあれば申請書が不受理となります。

2) 級位・段位取得欄＝証書番号を記入；

初段申請者は1級取得者、2段申請者は初段取得者、3段申請者は2段取得者でなければなりません。これを証明するために、取得している級位・段位の①証書番号、②取得した年度、および③期数(1995年度実施検定の取得は第1期、1996年度実施検定の取得は第2期、以下順に2014年度実施検定の取得は第20期まで)を記入して下さい。

なお、「公認指導員に対する特別措置」で取得した級位・段位は証書番号がありませんので、この場合の申請者は；

証書番号欄に、「公認指導員に対する特別措置」と記入し、

年度欄には、「1994年度」、「1995年度」のいずれか該当する数字を記入して下さい。

これらの番号や年度についても、原則として申請者本人が記入すべき事項であります。本人が年度等について不確かな場合もあるかと存じます。各団体でよろしくご指導下さい。

3) 事前講習会欄；

事前講習会の参加・不参加を、申請者本人が申請書の該当欄に記入していただきます。併せて、従来通り、団体検定委は、①参加者の氏名等を記入した「事前講習会 参加申込書」(団体検定委→都道府県連盟検定委→日本連盟検定委)を都道府県連盟検定委に提出し、都道府県連盟検定委は①および②人数・金額等を記入した「事前講習会参加申込書一括送付状」(様式初段～3段-2)を日本連盟検定委に提出していただきます。

事前講習会の参加者がいない団体(検定受験のみ)は、①は提出不要です。

4) 2段・3段 1次試験合格確認欄；

2006年度より、2段検定の試験科目「32式太極剣」は、日本連盟が実施する検定試験では実施しないことになりました。2段受験者は都道府県連盟実施の「2段検定都道府県第1次試験(32式太極剣)」に合格しなければ2段検定の受験申請はできません。

同様に、2005年度より3段受験者は都道府県連盟実施の「3段検定都道府県第1次試験(太極拳推手規定套路)」に合格しなければ3段検定の受験申請はできません。

従いまして、「太極拳2段 申請・登録用紙(様式2段-1)」または「太極拳3段 申請・登録用紙(様式3段-1)」の<第1次試験合格 確認欄>に、①実施県連盟名、②受験月日、③受験地、が正確に記載されていない申請は受理されません。

また、記載事項が都道府県連盟から提出された「実施報告書(様式2段1次-3)」(または「実施報告書(様式3段1次-3)」)および「合否結果一覧(様式2段1次-4)」(または「合否結果一覧(様式3段1次-4)」)に記載されている該当項目および本人氏名が不一致である申請は受理されません。<第1次試験合格 確認欄>は、申請者本人が記入すべき事項であります。記入もれなど無いようよろしくご指導下さい。

3. 日本連盟 公認資格者 登録事項変更届；

「登録事項変更届」に関して、事務手続を簡略化するために、下記の2点を改善することが98年6月20日の第4回中央技能検定委員会を確認されています。

1) 段位取得者の所属団体の変更は届けなくてよいこととする；

段位は、資格の有効期間の更新規定がない永久資格であるので、段位登録後に本人の所属団体の変更しても届け出る必要が無いこととします。

所属団体を変更した人がさらに昇段のために検定を受ける時は、新所属団体名で行えば良いこととします。

従って、段検定登録の変更事項は、下記の3項目に限られます。

1) 申請者(段位登録者)の姓の変更、2) 申請者(段位登録者)の名の変更、

3) 申請者(段位登録者)の住所の変更

この3項目は、段位登録者のデータ管理上、必要不可欠なものです。これらに変更があった場合は、必ず届け出て下さい。

2) 級位登録者は、登録事項に変更が生じても、変更届不要とする；

事務処理の煩雑化を避けるために、級位(5級～1級)の取得者の変更事項は、届け出不要とします。但し、1級取得者のうち、太極拳普及指導員、審判員、長拳指導員有資格者は届け出て下さい。

以上

同封書類： 1) ～ 12)